

自治体キャラバン事前回答への再(追加)質問

目黒区からの事前回答(令和5年11月27日付、目企広第1880号)に関連し、以下、再質問を致します。

質問事項

1：職員数について(9頁)

Q1、正規・非正規別の男女職員数、男女別平均年収を明らかにして下さい。

2：女性管理職比率について(9頁)

Q2、今回回答では、「女性管理職83人、22.9%」とあり、比率は向上しているが、目標については「令和8年までに33%」と変わっていない。
目標の変更予定は？

3：長期病欠者の状況について(9頁)

Q3、正規職員は2022年・31人(うちメンタル26人)→2023年・30人(うちメンタル25人)と、高止まりである。この原因をどう考えるか？
また、非正規長期病欠者の数は？

4：長時間労働の問題(10頁)

Q5、36協定締結職場などの変化はないが、

- ①特別協議措置実施状況について、職場別・延べ件数を教えて下さい。
- ②36協定非締結職場における規則上限を超えた職員数、職場ごとの対策・対応、および非正規職員の長時間労働がどうか、把握状況を教えて下さい。

5：非正規(会計年度任用)職員の状況について(11頁)

Q4、非正規の保育士(有資格)22年・50人→23年・38人、同じく保育補助304人→278人と大幅に減少し、2021年よりも減少している。この原因は？公立保育園数減少によれば、正規保育士数の2021～2023を示して下さい(*人数未回答)。

6：会計年度職員の社保・労災加入の状況について(12頁)

Q6、社会保険に加入している会計年度任用職員は、22年・1533人中989人→23年・1532人中1050人と、さらに増加している(*この場合の社会保険は健保・年金・介護・雇用保険?)が、

- ①その要因は？
- ②また労災保険は全員加入と思われるがどうか。

7：会計年度・保育士の状況について(12 頁)

- Q7、①社会保険に加入している会計年度任用職員、およびそのうちの保育士の平均年収を示して下さい。
- ②また保育補助含め、保育関連職での把握している有資格者数をお答え下さい。

8：扶養家族を有する会計年度職員について(12 頁)

- Q8、①会計年度任用職員 1532 人中 166 人が扶養家族有と回答しているが、区も雇用者として、特にひとり親家庭への支援に取り組む必要があると考えるが、把握している実態は？
- ②ダブルワークについて、過重労働防止のためにも労働時間などの把握は双方の雇用主に求められる。健康保険・年金なども合算適応が必要。会計年度任用職員をフルタイムでなく短時間型のみで雇用する区はどのような措置を行っているか教えて下さい。

9：会計年度職員の労働条件について(11 頁)

- Q9、目黒区会計年度任用職員の最低時給は昨年 10 月、東京と最低賃金に追いつき、11 月より 1147 円となりました。2018 年には東京最賃+99 円の水準でしたが、正規公務員給与が上がらないことを理由に据え置かれたためです。24 年度は、目黒区最低時給はいくら引き上げの予定でしょうか。

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
東京の最低賃金	981 円	1013 円	1013 円	1041 円	1072 円	1113 円	？
高卒初任給	147,100 円	同	同	同	同	同	152,100 円
目黒区最低時給	1,080	1,110	1,110	1,110	1,110	→1,147	？

10：指定管理者制度に関連し(14 頁)

- Q10、「三田フレンズ」「中小企業センター」など、個々の施設の結果は目黒区ホームページ上で確認できるが、指定管理施設 101 か所のうち、調査を行ったのはいくつの施設か？またその結果と評価を示されたい。

11：公契約条例に関連し(14 頁)

- Q11、審議会の開催回数、年 2 回を基本とする根拠を教えてください。
- また、会議及び議事録を非公開とする根拠も、あわせて教えてください。

【各区の「審議会」開催回数/年間】

	目黒区	世田谷	新宿区	杉並区	江戸川区	北区	中野区
2020年		6回	2回	2021～	2022～	2023～	2024～
2021年	3回	4回	2回	3回			
2022年	2回	5回	3回	3回	2回		
2023年	2回	5回	3回	3回	2回	2回	4回
2024年							
議事		☆1	☆2	公開	☆3	議事概要 公開	議事概要 公開

☆1 世田谷区 適正化委員会+労働報酬専門部会 議事録公開

☆2 新宿区 新宿区労働報酬等審議会 会議資料など公開

☆3 江戸川区 労働報酬審議会 議事概要公開

Q12、昨年度の回答で申し訳ございませんが(令和5年4月21日付、目企広第270号)で、以下の回答をいただきました。

□公契約条例

Q17 目黒区公契約条例上の最低の下限労働報酬額は1100円であるが、この引上げ予定はあるか。委託などでのその算定根拠を示して下さい。

A17 令和5年度の委託・協定における労働報酬下限額、1時間当たり1100円です。算定については、「会計年度任用職員の費用弁償に関する条例第19条1項」に規定する報酬の額等を勘案して定めています。

ここで、審議議会公契約条例での労働報酬下限額の検討に際し、「会計年度任用職員報酬額を勘案する」とあるが、この根拠は何か。公契約条例の趣旨からすれば、単なる地域の一雇用者としての目黒区の都合に過ぎないのではないか。あるいは目黒区の最低時給を勘案するなら、同時に例えば東急ストアやイオンリテーリングなどの最低時給、賃上げ状況なども同時に参照すべきではないか。再度、「根拠」をお答え下さい。

12:「デジタル庁」に関連し(21頁)

Q13、(11)2項の回答で、①とともに「⑤その他」があるが、具体的にどういった内容か教えてください。

同じく4項の回答「15億5千万円」とありますが、これまで費用をかけてきたシステムは、どうするのでしょうか。費用について、各自治体だけでは負担が厳しいと思うが、万が一の場合、国などの補助はあるのですか。

以上